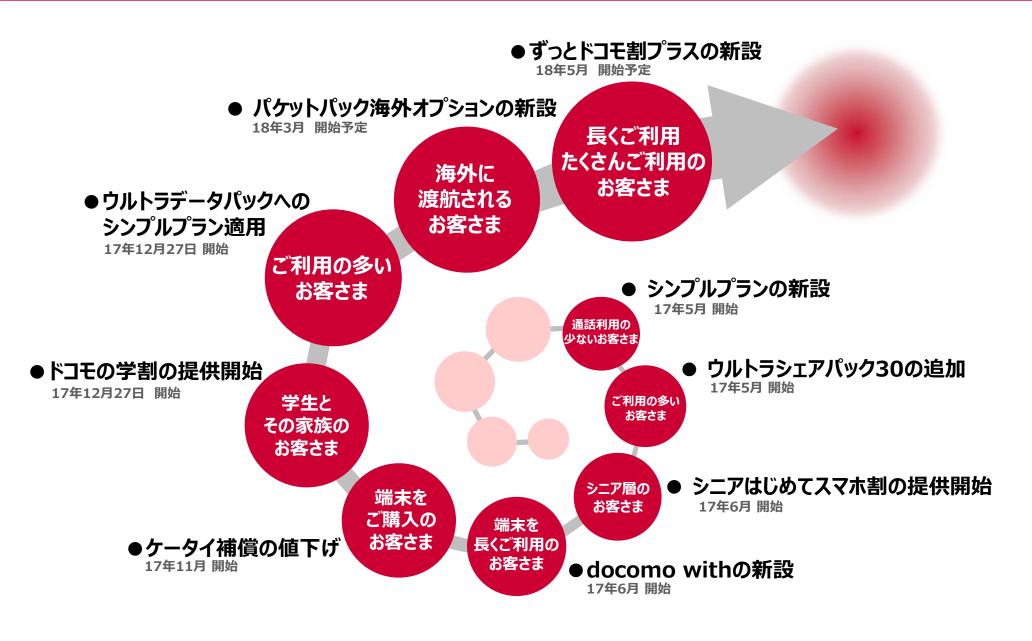
「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」 ヒアリング資料

2018年1月22日 株式会社NTTドコモ



- 1. スマートフォン料金の低廉化に向けた取組み
- 2. 改正端末購入補助ガイドライン施行後の状況
- 3. 改正SIMロック解除ガイドライン施行後の状況
- 4. スマートフォンユーザのデータ通信利用状況
- 5. 2年契約プランに関する取組み
- 6. MVNOからの要望に対する取組み







「シンプルプラン」の新設

980円/月

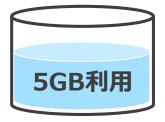
家族内通話 無料

カケホーダイ&パケあえる開始当初

(2014年6月)

15年超





シェアパック10

1人あたり 6,167円

(3人合計:18,500円)



1 人あたり ▲ 2,653円 おトク

家族でひと月あたり ▲7,960円おトク



(2018年1月)

| 15年超 |





5GB利用

シェアパック5

1人あたり 3,513円

(3人合計:10,540円)



「ウルトラシェアパック30」の新設

12,300円/月

30GB/月

カケホーダイ&パケあえる開始当初

(2014年6月)





シェアパック30

1人あたり 10,167円

(3人合計:30,500円)



家族でひと月あたり ▲13,360円おトク



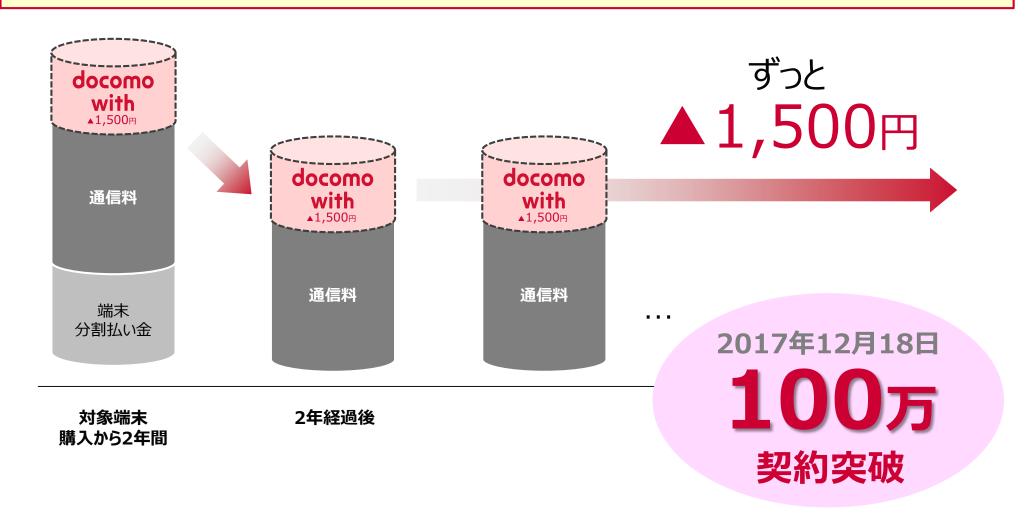


1人あたり 5,713円 (3人合計: 17,140円)

1-4. 「docomo with」の新設

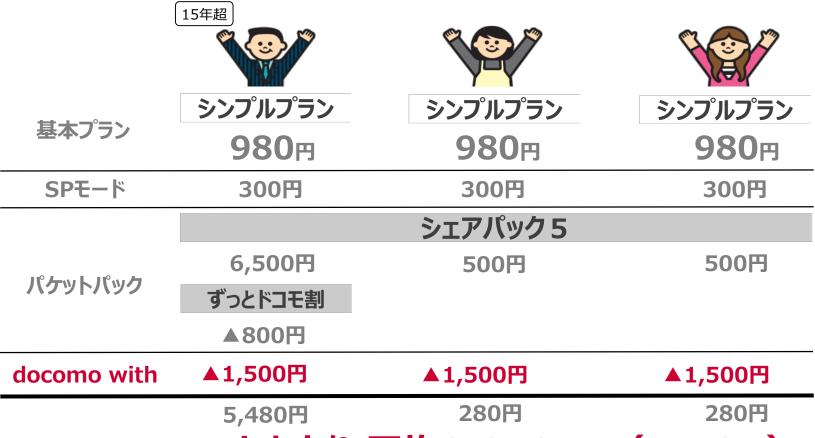


■端末を長くお使いのお客さま向けに、端末購入補助がない代わりに、月々の料金をずっと▲1,500円割引する「docomo with」を新設





「シェアパック5」で「docomo with」 「シンプルプラン」を 利用の場合

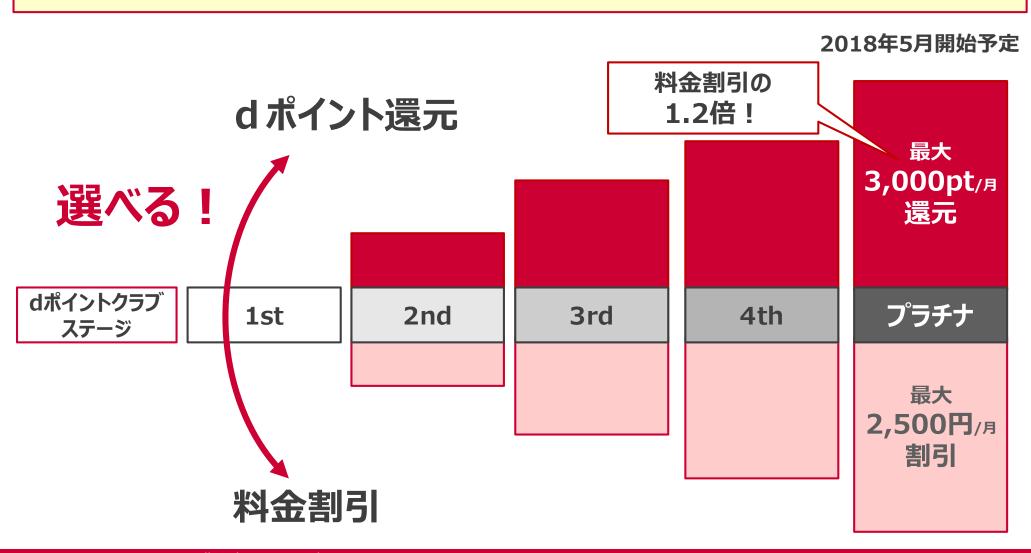


1人あたり 平均2,013円~ (1.7GB) (3人合計6,040円)

1-6. 「ずっとドコモ割プラス」の新設



- ■長くご利用のお客さま向けに提供中の「ずっとドコモ割」を更に充実させて「ずっとドコモ割プラス」を新設
- ■料金割引か、料金割引の1.2倍のdポイント還元を選択可能に





- 1. スマートフォン料金の低廉化に向けた取組み
- 2. 改正端末購入補助ガイドライン施行後の状況
- 3. 改正SIMロック解除ガイドライン施行後の状況
- 4. スマートフォンユーザのデータ通信利用状況
- 5. 2年契約プランに関する取組み
- 6. MVNOからの要望に対する取組み



■2017年2月施行の改正ガイドラインを踏まえ適切に運用

改正ガイドライン内容

中古端末の 下取価格 2年前に発売された同一製造事業者の先行同型機種の下取価格が、最新機種の負担額を超える場合は合理的な価格と言えない

販売店に 支払う金銭 MNPによる通信契約の締結に応じて支払うものであっても、次に該当するものについては、端末購入補助とみなす

- 1)連続する1ヶ月未満の期間に限定して増額するもの
- 2)終期を定めずに増額するものであって、1月未満の期間で終了又は変更できることとなっているもの

当社の対応

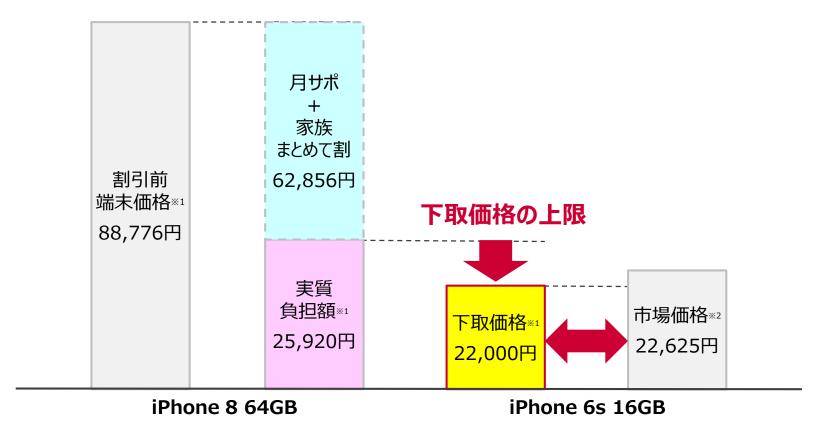
2017年6月以降、改正ガイドラインを踏まえ、適正に運用

2017年2月以降、改正ガイドラインを踏まえ、適正に運用



■最新モデルの実質負担額及び、市場の買取価格に照らして、適正な水準に設定

◆iPhone 6sを下取りする場合



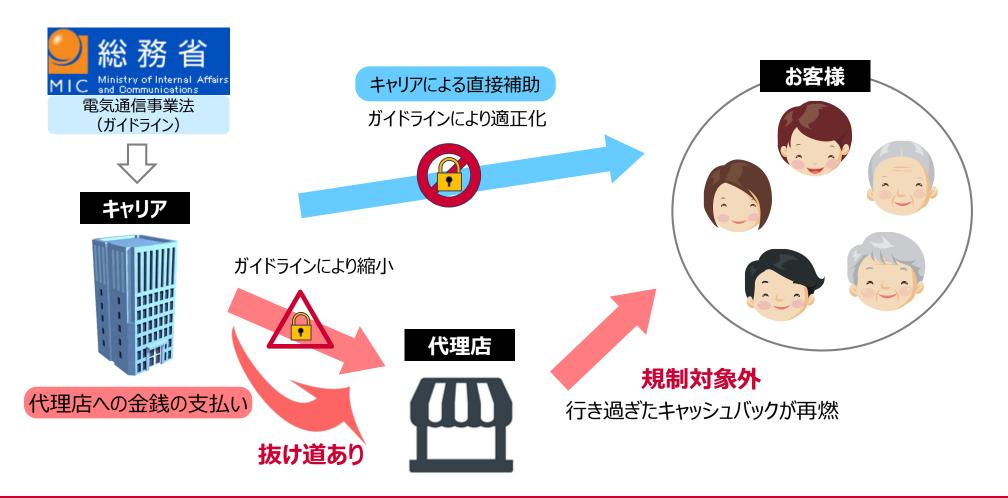
^{※1} 端末価格、実質負担額、下取価格はドコモオンラインショップの価格

^{※2} 市場価格は大黒屋、ソフマップ、ゲオ、TSUTAYAの平均価格

2-3. 改正ガイドライン施行後の端末購入補助の現状



- ■ひと月を超える期間で増額されるインセンティブなど、ガイドラインの抜け道を突いた手法により、販売店を 通じた、行き過ぎたキャッシュバックが再燃
- ■公正競争の確保に向けて、端末購入補助が適正化するよう、抜け道を防ぐようなガイドラインの見直しが必要



2-4. MNPの市場動向



- ■当社は端末購入補助適正化に向け真摯に取り組んでいる
- ■一方で、他社による過度なキャッシュバックが再燃しており、ポートアウトは一方的に拡大している状況

◆MNO間のMNP推移(2016年4月~2017年12月)	構成員限り



- 1. スマートフォン料金の低廉化に向けた取組み
- 2. 改正端末購入補助ガイドライン施行後の状況
- 3. 改正SIMロック解除ガイドライン施行後の状況
- 4. スマートフォンユーザのデータ通信利用状況
- 5. 2年契約プランに関する取組み
- 6. MVNOからの要望に対する取組み



- 改正ガイドラインでは、解除の条件等の説明やMVNO向けのSIMロックの廃止が新たに規定されると共に、解除に応じないことが許容される期間が短縮された
- ■当社はお客様サービス向上の観点から他社に先駆けて速やかに対応

当社の対応 改正ガイドライン内容 解除条件• 2017年 回線解約時において、 5月1日実施 手続の説明 解除条件・手続を説明すること 1)端末代金を割賦払い 購入から100日程度を超えない 2017年 解除に 5月24日実施 応じない期間 2)端末代金を一括払い 当該支払を確認できるまで※2 従来よりMVNO向け MVNO向け MVNO向けのSIMロックを SIMロックを 廃止すること SIMロック 行っていない

^{※1} 対象機種は2015年5月以降新たに発売された機種(新ガイドライン対象機種)

^{※2} 役務の継続利用を条件として事業者が端末の購入代金の割引を行う場合(端末購入サポート施策を受ける場合)を除く

3-2. 【参考】SIMロック解除件数



- ■2017年度の解除件数は上半期で既に昨年度並みであることから、昨年度から倍増する見込み
- ■SIMロック解除を希望されるお客様は、これまでの①海外キャリアのSIMを利用という理由以外に、②MVNOを利用(トコモのMVNOはそもそもロック解除不要)、③SIMロックを解除したうえで買取業者へ売却する等の理由から増加しているものと想定される

構成員限り



- 1. スマートフォン料金の低廉化に向けた取組み
- 2. 改正端末購入補助ガイドライン施行後の状況
- 3. 改正SIMロック解除ガイドライン施行後の状況
- 4. スマートフォンユーザのデータ通信利用状況
- 5. 2年契約プランに関する取組み
- 6. MVNOからの要望に対する取組み

4-1. スマホユーザの契約プランの分布と利用データの量分布



- ■当社は家族でデータ量を分け合うことで、便利でオトクにご利用いただけるシェアパックを提供
- ■シェアグループ単位での契約プランと利用データ量の間に大きな乖離はない

構成員限り

4-2. お客さまへのご案内方法



- ■2018年1月より、請求書が発送されないお客さま向けには、ご利用額のご案内をメール等で実施
- WEBサイトをリニューアルし、ご利用額(契約プラン)やデータ通信料を一元的に随時確認可能

◆ご利用額確定の通知(2018年1月~)

■ご利用額確定のお知らせ■

※(株)NTTドコモから通信料無料で配信しています。

日頃、ドコモをご利用いただきありがとうございます。 お客様に安心、快適にドコモのサービスをご利用いただけるよう、 2018年2月請求(1月ご利用分)より、ご利用額が確定した ことをお知らせする「ご利用額確定のお知らせ」を配信させていた だきます。

▼ご利用料金の確認はこちらから

https://payment2.smt.docomo.ne.jp/spguide/ebilling/gkfap001.srv

▼配信停止は下記サイトでお手続きください。

https://payment2.smt.docomo.ne.jp/spguide/ebilling/gkfep001.srv

※サイトへの通信は、一部有料となります。

※本メールへの返信は出来ません。

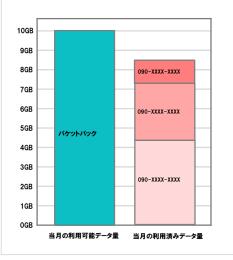
■お問合せ先: ドコモ料金センター

電話番号:0800-000-1800 (無料)

受付時間:午前9時~午後8時



「ご利用データ量確認」ページで 当月の利用可能データ量と 利用済みデータ量をグラフで 分かりやすくご案内



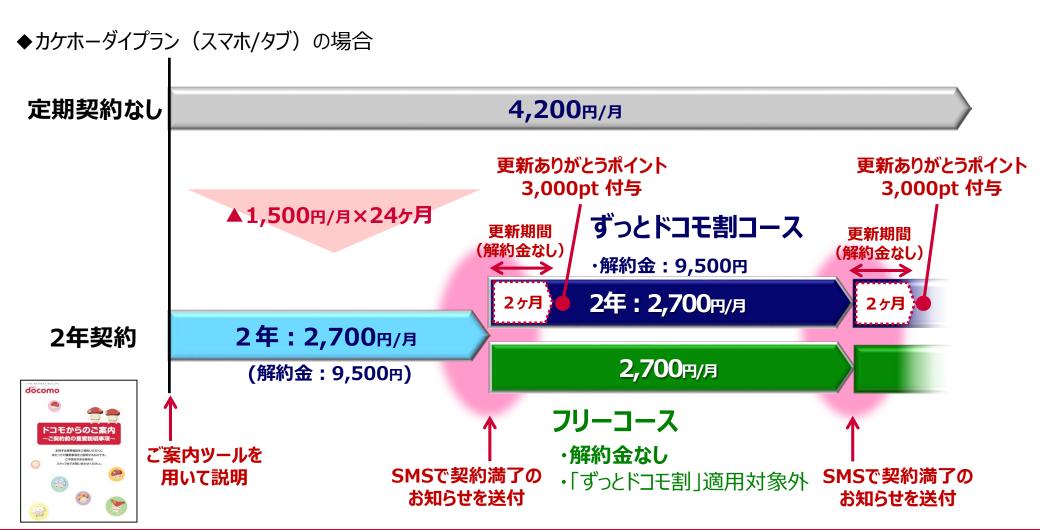


- 1. スマートフォン料金の低廉化に向けた取組み
- 2. 改正端末購入補助ガイドライン施行後の状況
- 3. 改正SIMロック解除ガイドライン施行後の状況
- 4. スマートフォンユーザのデータ通信利用状況
- 5. 2年契約プランに関する取組み
- 6. MVNOからの要望に対する取組み

5-1. 2年契約プランに関する当社の取組み



- ■2年間の継続利用をお約束いただくことで、通常より安い料金でご利用いただけるプランとして提供
- ■2016年6月には、3年目以降は基本料が同額で、解約金がかからない「フリーコース」を新設





- 1. スマートフォン料金の低廉化に向けた取組み
- 2. 改正端末購入補助ガイドライン施行後の状況
- 3. 改正SIMロック解除ガイドライン施行後の状況
- 4. スマートフォンユーザのデータ通信利用状況
- 5. 2年契約プランに関する取組み
- 6. MVNOからの要望に対する取組み



- ■直近1年においても、MVNOの要望に基づき、"MVNO市場の活性化"に向けた機能提供等を実施
- ■今後も、MVNOの各種要望について、引き続き真摯に協議



今後も 各種要望 について、 真摯に 協議



- ■パケット接続料は、接続開始時 (2008年度) に比べ大幅に低減、直近でも毎年10%以上低減
- 2014年度より、接続料等について支払を猶予することで、MVNOの負担軽減を実現

パケット接続料を低減

直近でも毎年10%以上低減 (万円/月) 120 接続開始時(2008年度)に比べ 10 Μ 約1/19の水準に低減 b ps当たりの料金額 110 () 内は対前年度低減率 95万円 100 (**▲23%**) 90 78万円 (レイヤ2接続機能 (**▲17%**) 80 67万円 **(**▲**14%**) 70 60 2014年度 2015年度 2016年度

支払猶予の実施

MVNOの負担軽減を実現

接続料等は、料金額が確定するまでの間、前年度接続料等で月次精算を実施



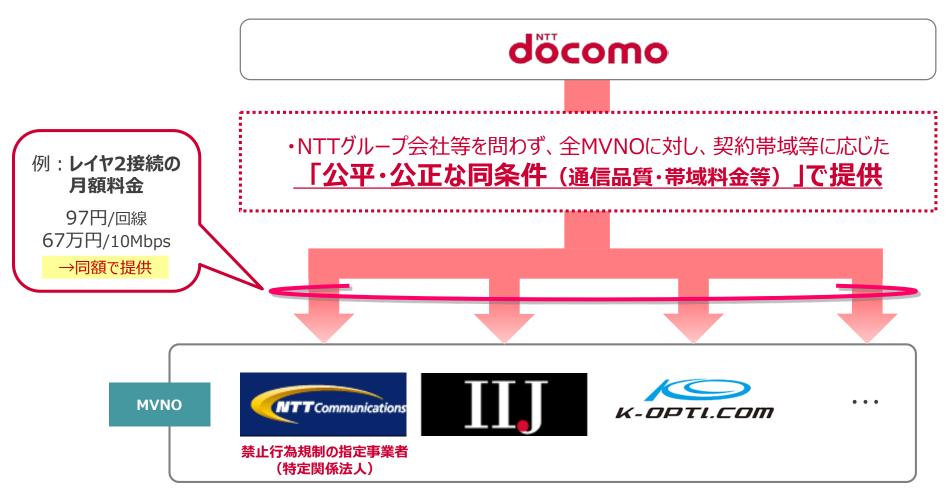
2014年度より、料金額が確定するまでの間、 接続料等について一部支払を猶予することで、 資金調達に係る

MVNOの負担軽減を実現

2017年度は、前年度の接続料低減実績に基づき、支払猶予率を15%に設定



■全MVNOに対し、契約帯域等に応じた「公平・公正な同条件(通信品質・帯域料金等)」で提供



·電気通信事業法第30条 禁止行為規制

総務大臣が指定する、MVNOサービスやその他電気通信役務を提供するNTTグループ会社に、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与える行為をしてはならない